

# 塩尻市プレミアム付商品券事業の取扱要領について

塩尻市プレミアム付商品券事業実行委員会

- 1 発行総額 325,000,000円
- 2 プレミアム 20% (今回もプレミアム分の事業者負担はございません)
- 3 商品券有効期間 令和元年10月1日(火) ~ 令和2年3月31日(火)
- 4 商品券発売期間 令和元年10月1日(火) ~ 令和2年2月28日(金)  
販売時間：午前9時～午後5時  
販売場所：市内郵便局11局(簡易郵便局を除く)  
その他の販売場所：えんぱーく・えんてらすにて販売を検討中
- 5 販売対象者 約13,000人
  - ①2019年度住民税非課税者【課税基準日2019年1月1日】  
(住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く)  
・住民税非課税者・・・約11,200人
  - ②2016年4月2日～2019年9月30日(消費税・地方消費税引き上げ日の前日)の間に生まれた子が属する世帯の世帯主  
・3歳未満の子のいる世帯の世帯主・・・約1,800人(対象となる子の数)
- 6 発行内容 額面500円券10枚(5,000円分)を1セットとして4,000円で販売  
購入は一人5セット(25,000円分)を上限とする  
一人5セット×13,000人 合計65,000セット
  - ①に該当者は25,000円(5,000円×5セット)
  - ②の該当者は25,000円(5,000円×5セット)×3歳未満の子の数
- 7 実施場所 塩尻市内
- 8 取扱店の参加資格  
商品券を取り扱う事業者は、塩尻市内で営業する商店等(以下取扱店)で、塩尻商工会議所の会員とする。また、新たに塩尻商工会議所への加入申込みがあった場合や塩尻市プレミアム付商品券事業実行委員会委員長の認めたものを取扱店とする。  
申込みは取扱店募集期間内を原則とするが、申込者が取扱店一覧の広告等に掲載できないことを承知した場合は、この限りではない。  
ただし次の(1)から(4)に該当する事業所は除く。
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っている事業者

- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 下記〔9. 商品券の利用対象にならないものに該当するもの〕に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団）又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者に該当する事業者

## 9 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 明らかな資産形成であり、消費の下支えとは言いがたい出資や金融商品の購入等
- (2) 換金性が高く、消費税・地方消費税率引上げ直後6か月以内の消費に確実につなげるという本事業の趣旨にそぐわない商品券、プリペイドカード等
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業への支払い
- (4) 地域経済の振興に直接的に資することが想像しがたい国や地方公共団体への支払い
- (5) 取扱店自らの事業上の取引（商品仕入れ等）
- (6) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (7) たばこ

## 10 取扱店禁止事項

- (1) 商品券のコピー等偽造すること
- (2) 商品券を他へ交換・譲渡及び売却すること
- (3) 取扱店自ら商品券を購入し、その商品券をそのまま換金すること
- (4) 取扱店は、消費者が使用した商品券を、再び使用してはならない
- (5) その他商品券事業の目的に反する行為を行うこと

## 11 商品券の取扱い・取扱注意事項等

取扱事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 取扱店は必ずポスター及び取扱店ステッカーを店頭が目立つ場所に表示すること。
- (2) 取扱店は商品券利用者に対し、商品券の表の署名欄の署名を確認のうえ、券面記載相当額の物品の販売及びサービス等の提供を行う。
- (3) 商品券を受け取った場合は、再流通を防止するため、券面の右下端を破線に沿って切り取ること。
- (4) 商品券の換金額は、額面どおりとし取扱事業者の負担金はない。
- (5) 商品券の支払いに対し、釣銭は返さないものとする。
- (6) 商品購入に使用される商品券が、明らかに偽造商品券であることを発見した場合は、受け取りを拒否する。また、受け取った商品券が、偽造券であることが後から発覚した場合は、直ちに塩尻市役所福祉課へ連絡すること。すでに受け取った商品券が偽造商品券の場合は、取扱店の負担とする。
- (7) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の負担とする。

- (8) 取扱店は、取扱事業者登録申請書にて予め塩尻市内金融機関の口座を登録しておくこと。  
口座振替は登録した指定口座のみに振り込むものとする。
- (9) 商品券有効期間中の脱退は認めない。
- (10) お客様とのトラブルに関して、塩尻市プレミアム付商品券事業実行委員会は一切関与しない  
ので各取扱店にて適切な対応すること。
- (11) 取扱店の不正等が発覚した場合は、直ちに取扱店を取り消すとともに、商品券の換金ができ  
なくなるものとする。

## 1 2 登録及び申込み

- (1) プレミアム付商品券の取扱店としての登録は、前項の資格要件に該当するかをご確認のうえ、  
別紙登録申請書にて8月15日（木）までに塩尻商工会議所までお持ちいただくか、郵送にて  
申込みください。

### 【取扱事業所登録申請書送付先】

〒399-0736

塩尻市大門一番町12-2 えんぱーく406 塩尻商工会議所 商品券事業事務局

- (2) 市内に複数店舗を営業する事業所は、各店舗ごとに登録をする。
- (3) 塩尻市プレミアム付商品券事業実行委員会は取扱店の一覧表に掲載し、商品券購入時に配布す  
る。
- (4) 申込みは募集期間内を原則とするが、申込者が取扱店一覧の広告等に掲載できないことを承知  
した場合は、この限りではない。

※取扱事業所登録申請書は塩尻商工会議所のHPからもダウンロードできます。

## 1 3 換金手続き

- (1) 取扱店は、塩尻商工会議所が指定した場所・日時に該当商品券を持参して換金手続きをする。
- (2) 商品券の換金額は、額面どおりとする。
- (3) 換金期間 令和元年10月8日（火） ～ 令和2年4月9日（木）
- (4) 換金場所及び日時

① 塩尻商工会議所 えんぱーく4F

毎週火曜日・木曜日の午前10時から午後3時まで

② 塩尻市役所 広丘支所

毎週水曜日の午後1時から午後3時まで

③ 塩尻商工会議所 檜川支所

毎月第2、4火曜日の午後1時から午後3時まで

※ただし令和元年12月28日～令和2年1月5日及び土日祝祭日は換金業務を休みとする。

- (5) 支払方法は口座振替とする。
  - ・換金手続き時に換金依頼書に必要事項を記入し、隅切り、券裏面に事業所名を記入又は押印し  
た使用済商品券とともに提出する。  
(換金依頼書は換金時に毎回必要になりますので、依頼書をコピーしていただくか、塩尻商工  
会議所のHPよりダウンロードしてご記入ください。)
  - ・換金金額は換金手続きが毎月15日までに行われたものは同月25日、毎月月末までに行われ

たものは翌月10日に取扱店指定の金融機関に振り込む。

- ・振込日が土・日曜日、祝祭日の場合は、その前日に振り込む。

(6) 振込金融機関

塩尻市内金融機関の各支店の口座を指定すること。(ネット銀行は除く。)

(7) 換金手数料

取扱店の負担は無しとする。

## 商品券発行事業の今後のスケジュール

月 日	作 業 内 容
令和元年7月1日	広報しおじり参加店募集記事掲載 取扱店募集開始
8月15日	取扱店募集締め切り <u>※8/16以降の申し込み店舗については、取扱店一覧の広告等に掲載できない旨を承知した場合、随時受け付けいたします。</u>
9月6日	取扱店事前説明会 ポスター、マニュアル、見本等を事業所へ発送
10月1日	商品券発売開始・利用開始
10月8日	商品券換金開始
令和2年2月28日	商品券販売終了
3月31日	商品券有効期限
4月9日	商品券換金期限

# 取扱事業者登録申請書

令和 年 月 日

塩尻市プレミアム付商品券事業実行委員会

委員長 浜 行雄 様

住 所 〒

申請者 事業所名

代表者名

電 話

印

塩尻市プレミアム付商品券事業に係る要領の規定により、次のとおり申請します。

取 扱 店 名		業種		注 1
取扱店の所在地	〒 塩尻市 ( ) 内)			注 2
	電話	FAX		
	E-mail			
代 表 者 名				
担 当 者 名				
振 込 先	金融機関名	銀行・信金・信組・農協他		注 3
	支店名	支店 店番 ( ) (ゆうちょ銀行のみ店番の記入をお願いします)		
	種 類	普通 当座 貯蓄 その他 ( )		
	口座番号			
	口座名義	〈カタカナ〉		
〈漢 字〉				

- 
- (注) 1 「業種」は、事業の内容を具体的に書いてください。
- 2 「取扱店の所在地」の「( 内)」は大型店等にテナントとして入店している場合、大型店の名称を記入してください。
- 3 振込先口座の内容をご記入ください。